

○岡山県警察保護取扱規程

昭和35年6月9日

警察訓令第8号

改正	昭和36年7月20日警察訓令第15号	昭和39年9月30日警察訓令第17号
	昭和57年11月10日警察訓令第8号	平成元年3月9日警察訓令第5号
	平成6年12月22日警察訓令第26号	平成10年1月7日警察訓令第1号
	平成10年12月7日警察訓令第24号	平成13年7月2日警察訓令第19号
	平成15年4月16日警察訓令第17号	平成18年11月14日警察訓令第23号
	平成19年3月9日警察訓令第11号	平成22年3月16日警察訓令第6号
	平成22年7月1日警察訓令第16号	平成26年3月31日警察訓令第13号
	平成27年3月31日警察訓令第3号	平成27年5月26日警察訓令第5号
	平成29年2月1日警察訓令第6号	令和3年3月24日警察訓令第7号
	令和4年3月16日警察訓令第13号	令和4年3月28日警察訓令第20号
	令和6年3月19日警察訓令第16号	令和6年10月11日警察訓令第36号
	令和7年3月14日警察訓令第8号	令和8年2月13日警察訓令第3号

岡山県警察保護取扱規程を次のように定める。

岡山県警察保護取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 保護（第4条—第14条）
- 第3章 保護室（第15条—第17条）
- 第4章 許可状の請求等（第18条—第20条）
- 第5章 児童の一時保護等（第21条）
- 第6章 雑則（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）

第3条、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適

正に行うため、保護等の手続、方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

（保護の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の生活安全課長（生活安全第一課長及び生活安全刑事課長を含む。以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮監督し、保護室その他の施設への収容、家族又は知人その他関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護について直接責任を負うものとする。

3 保護主任者が不在の場合においては、宿直若しくは日直の幹部又は署長の指定した者が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

（保護の着手）

第4条 警察官は、保護を要する者を発見したとき又は届出のあった者が保護を要する者であると認めたときは、救護の措置、現場関係者等に対する事情聴取等を行った上で速やかに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

（保護主任者の措置）

第5条 保護主任者は、前条の規定による報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、必要な指揮をしなければならない。

2 保護主任者は、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室

(2) 酩酊者 保護室

(3) 迷い子 交番その他の派出所又は駐在所（家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合は保護室）

(4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合は保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室
(分離収容)

第6条 被保護者は、他の被保護者と分離して収容しなければならない。

(被保護者の住所等の確認措置)

第7条 警察官は、被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であって他に確認の方法がないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けて被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることができる。ただし、被保護者が拒んだときは、この限りでない。

2 前項の確認するための措置は、第5条第2項各号に掲げる場所において立会人を置いて行わなければならない。

3 前項の立会人は、被保護者が女性であるときは、女性を充てるよう配慮しなければならない。

(保護情報の登録)

第8条 警察官は、保護したときは、保護業務に関するシステム（以下「システム」という。）により保護カードを作成し、保護主任者を経て署長に報告するものとする。

(事故の防止)

第9条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

(行動を抑止するための手段)

第10条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の規定に該当する被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態に当たる場合において、他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、手錠を使用する等行動を抑止するための手段を執ることができる。この場合において、緊急を要する状態であって、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

(危険物その他所持品の保管等)

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己若しくは他人の生命、身体又は財

産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第9条に規定する事故を防止するため、やむを得ないと認められるときは、当該危険物を保管しなければならない。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行わなければならない。

2 前項に規定する措置を執る場合において被保護者に所持させておいては紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金、貴重品等についても同項に準じて保管するものとする。

3 前2項に規定する措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第2項各号に掲げる場所において、立会人を置いて行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物、現金、貴重品等は、その品名、数量等をシステムに登録して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継がなければならない。

（かけがね等の使用）

第12条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の規定に該当する被保護者を保護室において保護する場合、その被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官が、保護主任者の指揮を受け、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することができる。警職法第3条第1項第2号の規定に該当する被保護者については、かけがね等を使用してはならない。

（異状を発見した場合等の措置）

第13条 警察官は、被保護者に異状を発見した場合又は保護業務に関する特異事案を認知した場合は、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の規定に該当する被保護者が保護の場所を離れ、自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、署長は、これを発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する措置を執らなければならない。警職法第3条第1項第2号の規定に該当する被保護者が任意に保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、

正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

- 3 署長は、第1項の場合において、被保護者の死亡その他重大な事案に係るものについては、直ちにその者の家族等に通知しなければならない。

(身柄の措置及び関係機関への引継)

第14条 保護主任者は、被保護者に責任ある身柄引取人がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても被保護者を引き取らない場合においては、署長の指揮を受け、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 病人、負傷者等である場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 児童福祉法第4条に規定する児童である場合は、前号に該当する者であっても、同法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第15条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して所要の保護室を設置するものとする。

- 2 被保護者を保護室に収容した場合には、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護に当たらせるものとする。
- 3 保護主任者は、おおむね2時間に1回以上の割合で、被保護者を収容している保護室を巡視しなければならない。

(保護室の管理)

第16条 保護室の管理に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保護室には、前面の見易い箇所に、その表示をすること。
- (2) 毎日保護室内の清掃を行うこと。
- (3) 被保護者の寝具等は、常に清潔にすること。
- (4) 毎月1回以上保護室の内外の消毒を行うこと。
- (5) 被保護者の応急手当に必要な医療品を常備すること。

(保護室に関する特例措置)

第17条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、保護室を使用せず、警察署の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適

当と認められる場所において保護するものとする。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第18条 警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が署長の指揮を受け、行わなければならない。

(簡易裁判所に対する通知)

第19条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間におけるものを取りまとめ、署長が行わなければならない。

(保健所長への通報)

第20条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、署長が行わなければならない。

第5章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第21条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間である、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項ただし書の規定により、引致状を執行する場合
- (5) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項において準用する同条第1項の規定により少年院から逃走した者又は少年院に帰着しない者を連れ戻す場合
- (6) 少年院法第90条第5項において準用する同条第4項の規定により少年院又は指定された場所に出頭しない者を連れ戻す場合
- (7) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項において準用する同条第1項の規定により少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
- (8) 少年鑑別所法第79条第5項において準用する同条第4項の規定により少年鑑別所又

は指定された場所に出頭しない者を連れ戻す場合

- 2 前項の場合においては、第3条、第8条から第13条まで、第15条第2項から第4項まで及び第17条の規定を準用するものとする。

第6章 雑則

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第22条 警察官は、被保護者が少年であつて、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、同規則の定めるところにより、補導を行わなければならない。

- 2 保護主任者は、被保護者が保護者に監護させることが不適当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、署長に報告しその指揮を受けて福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。

- 3 保護主任者は、被保護者が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号に規定する困難な問題を抱える女性であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であつて第14条第2号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置を執った場合を除き、最寄りの同法第9条第1項の規定により設置される女性相談支援センター又は同法第11条第1項に規定する女性相談支援員に通知しなければならない。この場合において、女性相談支援センターその他の適当な一時保護施設を教示するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第23条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号のぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、保護の取扱いに関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月20日警察訓令第15号）

この訓令は、昭和36年7月20日から施行する。

附 則（昭和39年9月30日警察訓令第17号）

この訓令は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年11月10日警察訓令第8号）

この訓令は、昭和57年11月10日から施行する。

附 則（平成元年3月9日警察訓令第5号）

この訓令は、平成元年3月9日から施行する。

附 則（平成6年12月22日警察訓令第26号）

この訓令は、平成6年12月22日から施行する。

附 則（平成10年1月7日警察訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月7日警察訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月2日警察訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月16日警察訓令第17号）

この訓令は、平成15年4月21日から施行する。

附 則（平成18年11月14日警察訓令第23号）

この訓令は、平成18年12月23日から施行する。

附 則（平成19年3月9日警察訓令第11号）

この訓令〔中略〕は、当該各号に掲げる日〔平成19年6月1日〕から施行する。〔以下略〕

附 則（平成22年3月16日警察訓令第6号）

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成22年7月1日警察訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日警察訓令第13号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日警察訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日警察訓令第5号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日警察訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日警察訓令第7号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

〔略〕

(3) 岡山県警察保護取扱規程

附 則（令和4年3月16日警察訓令第13号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日警察訓令第20号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日警察訓令第16号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月11日警察訓令第36号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月14日警察訓令第8号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月13日警察訓令第3号）

この訓令は、令和8年3月1日から施行する。